

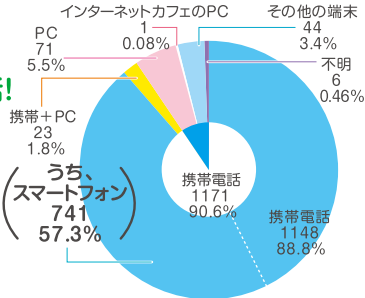
# 被害児童の実態

携帯電話やスマートフォンの普及などにより、児童ポルノの被害にあう児童が年々増えています。「うちの子は大丈夫」という慢心は被害を招きかねません。子どもの将来を守るためにも、被害の実態について詳しく見ていきましょう。

※児童買春・児童ポルノ禁止法においては、18歳に満たない者を「児童」と定義しています。

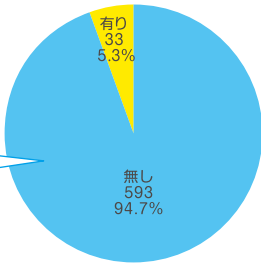
## 被害児童のアクセス手段のほとんどが携帯電話!

平成25年  
コミュニティサイトへの  
アクセス手段  
《被害児童数で計上》



## フィルタリングの徹底を!

平成25年  
被害児童のフィルタリングの加入状況

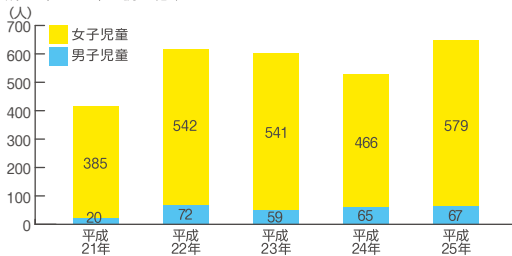


被害児童のほとんどが  
入っていない!

・総数は有効回答の集計

## 被害児童も近年増加傾向!

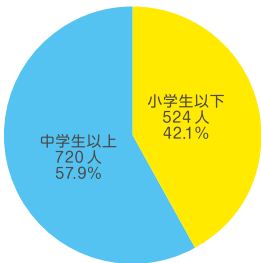
児童ポルノ事犯の検挙を通じて新たに特定された被害児童  
※平成21年～25年の調査結果



## 若い児童も被害に・・・

低年齢児童(小学生以下)の割合

※事件検挙以外で把握された児童を含む。  
※年齢鑑定で小学生以下の可能性ありと認定されたものを含む。

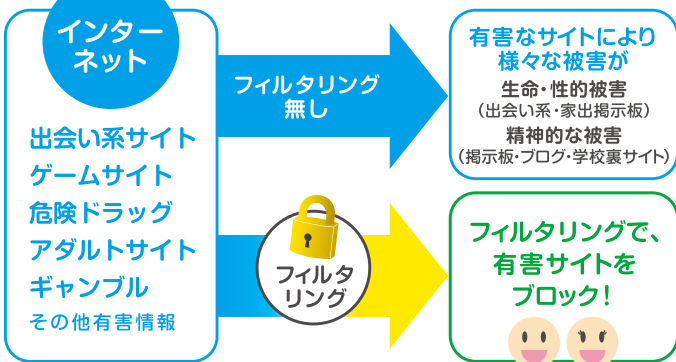


平成25年中の暫定値に基づく調査結果

・警察庁統計資料より

# 子どもを犯罪や ネットトラブルから守るために

ケータイ、スマホの  
「フィルタリングサービス」を  
利用しましょう!!



平成25年10月に施行された熊本県少年保護育成条例

保護者は、フィルタリングを利用するなどして、  
子どものインターネット利用の適切な環境づくりにつとめましょう。

## 子どもに伝えたいこと

家庭や学校でよく話し合ってケータイ、スマホの利用ルールを決めましょう。

- プロフィールサイトなどに、本名やメールアドレスなど個人情報を書き込まない。
- コミュニティサイトなどで知り合った人には会わない。
- 裸や下着姿の写真を送って欲しいと言われても絶対に送らない。

## お願い

- インターネット上で児童ポルノを発見した際には、警察本部や最寄りの警察署に直接ご通報頂くか、**インターネット・ホットラインセンター** ホームページ上にある専用サイトよりご通報下さい。
- インターネット上に限らず、児童ポルノに関する情報をお持ちの方は、警察本部や最寄りの警察署または**匿名通報ダイヤル(0120-924-839)**までご通報下さい。
- 流通・拡散を防止し、被害者の苦痛を取り除くため、児童ポルノは「見ない、持たない」を徹底して下さい。

ネット社会の闇から  
子どもを守るために  
～大人が知っておくこと～



毎年11月は「子ども・若者育成支援強調月間」  
「児童虐待防止推進月間」です。

熊本県  
子どもの命と権利を守る活動推進協議会

# 子どもが犯罪に巻きこまれた事件ファイル

※以下は、実際に検挙された事件の例です。

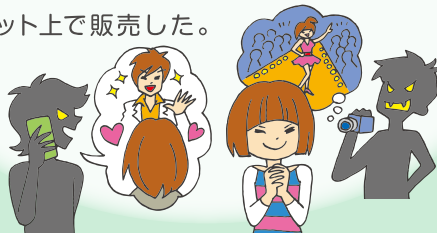
## file.1 無料通話アプリの 掲示板で知り合って・・・。

無料通話アプリの非公式掲示板で知り合った女子高生をデートに誘い、車両内で睡眠薬を入れたジュースを飲ませ、眠っている間にわいせつな行為をした。



## file.2 「アイドルに会える」 「モデル募集」にご用心。

掲示板やブログで「アイドルに会わせてあげるよ」「モデル募集している」と女子中学生を巧みに誘い出し、わいせつな行為を強要。さらにその動画をインターネット上で販売した。



## file.3 架空の少女になりすまし、 裸の動画撮影を強要。

携帯電話のゲームサイトで、少女になりすまし女子高生と親しくなる。「私の裸を見せるからあなたのも見せて」と女子高生に要求し、裸の動画を撮影して送らせた。



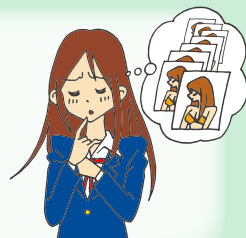
## file.4 男子生徒も 児童ポルノの被害に!

インターネットで男子モデル募集の記事を載せ、男子高校生を勧誘。ホテルでわいせつな動画を撮影したあげく、児童ポルノとしてインターネットで販売した。



## 児童ポルノと苦しみ続ける被害者

画像や動画はインターネット上でコピーが繰り返され、完全に消し去ることができず世界中に拡がってしまいます。被害にあった児童は、将来にわたってその画像や動画におびえ苦しむことになりかねません。



## 児童ポルノは児童の人権を、 著しく侵害する悪質な犯罪です!

### 「児童ポルノ」単純所持に罰則!

～児童買春・児童ポルノ禁止法が、一部改正～  
自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持したり、電磁的記録を保管した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されることになりました。改正法は、平成26年7月15日から施行されていますが、同罰則の適用は、施行の日から1年間は適用しないこととされています。

### 子どもの命と権利を守る 活動推進協議会について

現在の日本の社会においては、いじめ、不登校、児童虐待、児童ポルノなど、子どもの命と権利にかかわる様々な課題が山積しています。とりわけ、インターネット上の児童ポルノにつきましては、ファイル共有ソフトの普及により日々深刻化しており、児童ポルノに係る事件が後を絶ちません。児童ポルノをはじめとする子どもの命と権利にかかわる様々な問題根絶に向けた県民運動を推進するため、平成24年11月6日官民一体となって「子どもの命と権利を守る活動推進協議会」を熊本で設立し、継続して活動しております。

子どもの命と権利を守る  
活動推進協議会  
会長 谷口 功

